

施設基準の届出について

当センターは、東海北陸厚生局長に施設基準の届出をしています。

(1) 届出の内容

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）

(2) 施設基準で定められた掲示事項

●電子的診療情報連携体制整備加算

当センターは医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施してまいります。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

●明細書発行体制等加算

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その旨ご理解いただき、ご家族の方等、代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

●一般名処方加算

当センターでは、後発医薬品のある医薬品について、特定に医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50% 以上のものなど要件に合った品目です。